

神戸市外国語大学教授会規則

2023年4月1日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学学則（2007年4月学則第1号）第16条第2項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

2 教授会は、必要により、前項に規定する者のほか、職員等を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(招集)

第3条 教授会は、外国語学部長（以下、「学部長」という。）が必要と認めたとき、又は教授会構成員5名以上の要求があったとき、学部長が招集する。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 学部長は、教授会を主宰する。

3 学部長に事故があるとき又は学部長が欠けたときは、第2条第1項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうちから、あらかじめ学部長の指名する者が、その職務を代行する。

(審議事項)

第5条 教授会は、学長が決定する次に掲げる事項について審議を行い、意見を提出しなければならない。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位(学士号)の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議を行い、意見を提出することができる。

3 教授会は、学長等の求めに応じ、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議を行い、意見を提出することができる。

4 前項の規定において、学長が意見を求めるときは、学長は教授会に出席し、当該議案について説明しなければならない。

5 第1項及び第2項に掲げる事項については、教授会の定めるところにより、必要に応じ委員会等を設け、委員会等に調査審議させることができる。

(議案)

第6条 教授会において審議すべき議案は、学部長又は部会・委員会の長が立案する。

2 教授会構成員は、議案を提出することができる。

3 前項の議案は会議の3日前に学部長に申し出なければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

第7条 教授会において審議すべき議案は予め学部長がこれを全構成員に通達しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

2 緊急に審議を要する事項があるときは、学部長は臨時に議案を提出することができる。

(会議)

第8条 教授会は、構成員(次の各号に掲げる者を除く。)の過半数の出席によって成立する。

(1) 出張又は研修中の者

(2) 病気療養(30日以上)中の者

(3) 産前・産後休暇中の者

(4) 休職中の者

(5) 育児休業(部分休業を除く。)及び介護休業(部分休業を除く。)中の者

2 教授会の議事は出席者の過半数で決定する。議長は、議決に加わることはできないが、可否同数のときは議長が決定する。

3 教授会出席者の身上に関する事項を審議するときは、議長はその者の退席を求めることができる。

4 前項の事項を決定するときは、その者は議決に加わることはできない。

第9条 投票により議決するときは無記名をもって行う。

2 議長が必要と認めるときは記名投票を行うことができる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第11条 教授会は会議録を作成する。

2 会議録は学部長が保管し、教授会構成員の要求があればその閲覧に供しなければならない。

(庶務)

第12条 教授会に関する庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項が生じたときは教授会がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学教授会規程（2007年4月規程第40号）は、廃止する。